

2023年（令和5年）5月12日

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2F

一般社団法人日本少額短期保険協会

会長 渡邊 圭介 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕間瀬・鈴木法律事務所

弁護士鈴木尉久

TEL 078-351-1669 FAX 078-351-1667

## 質問書

当法人は、貴協会に対し、2022年（令和4年）12月6日付申入書（以下、「本件申入書」といいます。）により、少額短期保険として販売されている、いわゆる「葬儀保険」につき、その広告表示が消費者の誤解を招くことのないよう適切になされるべきこと、並びに、自動更新条項を含む約款を用いないようすることを、貴協会の会員たる少額短期保険業者に対し指導していただくよう申し込みましたところ、令和5年2月22日付で貴協会より本件申入書に対する回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領致しました。ご対応くださ

りありがとうございました。

今般、本件回答書を拝見しました結果、下記のとおり、いくつかご質問させていただきたい点がございます。

そこで、当法人は、貴協会に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、質問をする次第です。つきましては、本書面に対する貴協会の御回答を、本書面到達後1カ月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願ひいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

#### 記

1 本件回答書によれば、貴協会は、当法人からの本件申入書を受けて、貴協会加盟会員たる少額短期保険業者（以下、「加盟各社」といいます。）に対し、広告及び自動更新に関して「要請」をしていただいたとのことですが、この点に関し、以下の事項にご回答お願い致します。

(1) 貴協会には、すべての少額短期保険業者が加入しているのでしょうか。

貴協会の加盟各社は、全部で何社あるのでしょうか。また、貴協会は、そのすべての加盟各社に、上記「要請」をしていただいたのでしょうか。もし上記「要請」をしていない加盟社があるとすれば、その理由は何でしょうか。

(2) 貴協会からの加盟各社に対する上記「要請」の方法、内容及びその要請に際しての本件申入書添付の有無について、ご回答いただけませんでしょうか。回答にあたっては、貴協会が加盟各社に送付した要請文書等のサンプルをご提示くださるようお願いします。

(3) 貴協会においては、貴協会からの上記「要請」を受けての加盟各社における対応については、回答期限を定めて要請されましたでしょうか。加盟各社において、貴協会からの上記「要請」を受けて、広告及び自動更新に

関して、どのように対応するのか、あるいは特段の対応策をとらないのかといった加盟各社の対応状況については、貴協会は把握していらっしゃいますか。貴協会からの上記「要請」に基づき、加盟各社において、従前の取扱いを具体的にどのように変更したのかを、把握していただいた上で、加盟各社のうち何社が具体的にどのような対応をとったのか、あるいはとらなかつたのか、その内容をご教示お願いします。

## 2 自動更新条項について、以下の各点をお尋ねします。

(1) 加盟各社のうち、いわゆる「葬儀保険」を販売している少額短期保険業者は何社あり、そのうち何社が「葬儀保険」につき、自動更新条項を含む約款を使用しているのかを明らかにしていただくよう願いします。

(2) 本件回答書3頁には、自動更新の利点の一つとして「高齢のために再加入が困難な状況に陥るケースも考えられます。」との記載があります。

この点、本件申入書9頁註4においては、「少額短期保険においては、更新時に保険会社が保険事故発生の危険性が高まったことを理由に引き受けを拒絶することがあるものとされており、更新拒絶事由が限定され保険会社が原則として承諾義務を負うものと規定されている一般の生命保険約款とは異なっており、この点、消費者に再加入困難を回避する利益は付与されていない（菊妻佐知夫『生保契約の自動更新条項と消費者契約法第10条』生命保険経営84巻6号19頁以下参照）。」と指摘させていただいております。

現に、加盟各社のなかには、「認知症等で意思判断能力・契約締結能力を欠く場合や健康状態によっては、引き受けできない場合があります。」等という広告を新聞に掲載しているところも見られます。

そこで、あらためて、いわゆる「葬儀保険」について加盟各社が用いている自動更新条項にあっては、更新拒絶事由が約款に限定列挙され、少額短期保険業者が原則として承諾義務を負う旨規定されているのかどうか、特に本件回答書3頁でご指摘の「高齢のために再加入を拒む」ことは加盟

各社が用いている自動更新条項には禁止されているのかについて、ご回答ください。

また、いわゆる「葬儀保険」について、自動更新にあたっての引き受け拒絶をせず承諾義務がある旨の約款条項を用いている加盟各社は、何社あるのかも教えてください。

さらに、当該承諾義務がある旨の自動更新条項がどのような規定ぶりになっているのか、その具体例となる約款条項をいくつかご提示ください。

(3) 高齢者が、いわゆる「葬儀保険」を最初に締結した後、加齢に伴い認知症に罹患することとなり、判断能力を失ったにもかかわらず、自動更新条項により、更新拒絶の是非の判断及び更新拒絶の意思表示をすることができないまま「葬儀保険」の継続を余儀なくされ、保険料の増額まで甘受しなければならない事態（以下、「認知症更新事態」といいます。）が生じかねないことを、当法人は危惧し、そのことを本件申入書において指摘したつもりでした。当法人は、認知症更新事態に関する消費者からの苦情相談事例が現実にあると聞き及んでおります。

本件回答書においては、この点について直接のご回答はいただいていませんが、高齢化社会の進行にともない、加齢に伴う認知機能の低下（MCI または認知症）に陥る高齢者数は増加しており、この点は極めて重要であるため、あらためて、認知症更新事態について、貴協会のご見解をうかがいたいと存じます。

貴協会においては、認知症更新事態については、「葬儀保険」の契約者において甘受するべき問題であるとお考えなのでしょうか。また、貴協会において、認知症更新事態が生じないようにするための予防策及びこのような事態が生じてしまった後の解決策について、貴協会加盟各社がどのように対応することが望ましいとお考えでしょうか。

3 生命保険協会や損害保険協会においては、認知症・高齢者対応についてガイドラインを作成し、その加盟する保険会社に活用を促しています。貴

協会においては、いわゆる「葬儀保険」についての広告方法や自動更新条項の改善点に関して、望ましい表示方法、説明内容等につきガイドラインを策定し、これを加盟各社に推奨することをされるのでしょうか。ガイドラインの策定のご計画があるようでしたら、その予定内容を教えてください。また、万一、ガイドラインの策定について貴協会が消極的なお考えをお持ちのようでしたら、その理由もお聞かせください。

以上